

大会運営規程

第六回全日本バドミントン選手権大会開催時の総会で可決
昭和二十八年五月四日施行

日本バドミントン協会

第一章 大会役員

第一条 日本バドミントン協会並に加盟支部の主催する各種協議会には通常左記の役員を置く。但し状況によりその名称を変更し又は省略することが出来る。

大会々々長	大会副会長	大会委員長
大会副委員長	大会委員	競技委員長
競技副委員長	進行係	シャトル係
審判長	副審判長	コート主任
審判員	線審員	記録員
総務委員長	総務副院長	総務係 庶務、会
計、掲示、場内放送)	場内整理係	新聞記者係
救護係	選手係	

第二条 必要に応じて左記の役員を置く。

名誉会長、 名誉顧問、 顧問、 参与

第三条 大会委員長は大会を統轄し大会運営に関して一切の責を負う。

大会委員長は必要に応じ大会副委員長を指名し大会の万全なる運営を補佐させる。

第四条 競技委員長は競技会の運営並に進行を司り、申込選手の変更、会場の変更、競技会の進行順序の変更中止、延期など競技会の運営に関する一切の問題について最終決定をする。

副委員長を補佐させる。

第五条 審判長は協議規則が厳守されているかを監督し、試合規則に関する解釈の問題、疑義の発生、試合規則に規定のない事項等一切の試合に関する問題について、判定を下す責を負い、而してその判定

は最終決定となる。

又必要に応じ試合開始前にグラウンドルールを制定し役員並に競技者に説明する。コート、ネット及びシヤトルが所定のものなるかを検し、審判員の割当を行う。但し、コート主任を設けた場合は各コートにおける割当はコート主任に代行させることが出来る。但し、コート主任を設けた場合は各コートに分かれ、若しくは必要に応じ副審判長を置き補佐させる。

第六条 総務委員長は大会の競技に関する事項以外の庶務、会計、掲示、場内放送、報道、救護、接待、場内整理等を司り、総ての役員がその任務について報告したかを監督し又権限ある者以外は競技場内にはないよう整備すると共に夫々の係を統轄し一切の責を負う。
必要に応じ副委員長を置き補佐させる。

第二章 大会要綱

第七条 大会要綱には次の事項が記載されなければならない。

1. 大会名称
2. 主宰する団体の名称
3. 後援及び協賛する団体の名称 若しあれば
4. 主管する団体名
5. 開催期日及時間
6. 開催の場所
7. 競技方法
8. 参加資格
9. 使用シヤトル
10. 参加料
11. 申込〆切期日
12. 申込場所

第八条 競技方法には、

1. 個人戦かチーム戦か
2. トーナメント戦か、リーグ戦か、対抗戦か
3. 年令別に依る種目別がある時は各種目毎に生年月日を明示して区別しなければならない。
4. チーム戦に場合何試合で対抗するか

を明示しなければならない。

第九条 チームの編成には一チームの最小及最大人員数を示さなくてはならない。又一試合の出場人員の最小及最大を示されなくてはならない。申込後にチームのメンバーに異動が起きた場合に補充を認めるか否か、若し認める場合はその方法及申込期限を明示する必要がある。

チームの最小人員数が揃わぬ場合はチームが編成されたとは認められず出場権を失う。

第十条 参加資格には所定の日に協会個人登録規定による登録の有無、本協会支部、学校会社又は官庁の承認の必要がある場合はその旨を明示しなければならない。

同一年度 四月より翌年三月迄)内の高校、大学及び実業団大会に出場する資格は一つしかない。

第十一条 申込〆切期日は期日に必着或は期日当日の消印あるものは有効の区別及び電報による申込の処置を明示しなくてはならない。

第三章 競技会競技者

第十二条 本協会並に加盟支部が主催し或は公認する競技会に参加する者は 日本バドミントン協会に選手登録をし、アマチュア規程」によるアマチュアに限られる。

第十三条 外国人競技者はその競技者が属する国を統轄するバドミントン協会に依ってアマチュアであることが証明され且つ本協会理事会の承認を得た場合に限り参加することが出来る。

第十四条 競技者は運動服を着用し運動靴をはき服装の上衣は単一色で下衣は男子は長ズボン又は半パンツ、女子はショートアンツ又はブルマーを着用しなければならない。

第十五条 防汗又は整髪のため運動帽又は鉢巻を可とするも**体裁**よく結ばなければならない。

第十六条 相手又は観衆に異様又は不快な感を抱かしむる服装をしてはならない。

第十七条 競技者は規程の休息时间以外はゲームの終り又はゲームの途中に於て休息することは出来ない。

但し審判員の許可を得れば汗拭き、服装の整正或は水を飲む為の時間は与えられる。

規定の休息时间とは第二十六条に定むる時間を云う。

第十八条 競技者は規定の休息时间を除き一試合が終了するまでコーチャー、監督又は応援者と競技上の打合
わせをしてはならない。

第十九条 競技者はやむを得ない場合の他、一試合が終了するまでコートを離れて競技区域を出てはならない。

茲に云う競技区域とは競技に専用される一定の区域を云い、一般や選手席と区別された区域を云う。

第二十条 コーチャー、監督又は応援者は協議区域に立入ってはならない。

第二十一条 競技者は協議以外の方法で故意に競技を延引するような行為をしてはならない。

第二十二条 第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条に違反した場合は審判員はその競技者に次
のインニング又はそのゲーム或はマッチ負を宣告することが出来る。

第二十三条 競技中一方の競技者が病気その他の事故の為競技を続行する事が出来ない時は審判員はこれを棄権
と見做して相手方に勝を宣告するものとする。

第二十四条 競技者が事故の順番に当って出場しない場合は審判員は棄権と見做して相手方に勝を宣告出来るも
のとする。

第二十五条 競技中停電、火災、地震等の不可抗力の事故の為競技の続行が不能となった場合は次の処置をとる。

一定の時間を経過すれば競技が続行出来る場合は競技が中止された時のゲーム得点の俣再開しその

間何等異常のないものと見做す。

相当長時間又はその日の中に続行不能の場合はそれを行わなかったものと見做す。但しチーム対抗
で既に勝敗が決定していた場合はそれ迄の試合は有効とする。

大会に於て特に本条項以外の規定を作つてある場合は該規定は本規定に先行する。

第二十六条 第二、第三ゲームの間に五分間の休憩を設く、但し事前の申合せに依り省略しても良い。

第四章 異議申立及び質問

第二十七条 異議の申立は競技会参加者の有する権利とする。但し競技委員は必要と認めた場合はその権利を以
て何時でも審判長は競技委員長に規則違反者を指摘することが出来る。

第二十八条 異議の申立は直接関係ある競技者のみによつて行われ、その他のもの及び集团的異議の申立は認め
られない。

第二十九条 競技会に参加する競技者の資格に関する異議の申立は協議の始まる前迄に競技委員長になされなけ
ればならない。競技委員長はその競技開始前迄に可能な限り処理しなければならない。若し競技委員長が判
定出来ない場合又は協議委員長が任命されていない場合は本協会が決定する。

第三十条 競技進行中に起きた事件に関する異議の申立は直ちになされなければならない。

第三十一条 第二十八条に関する異議は文書を以て第二十九条に関する異議は口頭又は文書を以てなされなけれ
ばならない。

第三十二条 レフリーの判定に対して疑問のある場合は監督、コーチャー、主将に限り一応の質問する事は認め
られる。但し、これはあく迄質問であつて抗議或は異議ではない。決してこの質問を以て判定の変更を教養
するものではない。

第三十三条 審判員は人格高潔で試合規則に精通し、公正にして的確なる判断と迅速なる処置を取る事の出来る人でなければならない。

第三十四条 審判員は出場競技者以外の第三者にして、主催者側に於て定められたものが当る。

第三十五条 試合の審判には主審一名、副審一名、線審四名が当るを原則とするが、状況により副審を省略し、線審の数を増減又は省略することが出来る。

第三十六条 主審は試合規則により担当の試合を司り正否を即決して得点を宣告する。

試合終了と共に採点表に自署して審判長に報告する義務がある。

第三十七条 主審は一旦宣告した判定を取消す事も、訂正する事も出来るが、一イニング以前に遡ってなす事は出来ない。

第三十八条 主審は審判員の用意が出来ていない時に行われたプレーに対してレットを宣告し、やり直しを命ずる事が出来る。然し主審の得点宣告或いはチェンジ・サービス、セカンド・サービスの宣告を待たないで行われたプレーでも何等ゲームに支障のない場合は敢てレットを宣告する必要はなく、寧ろそのまま継続された方が良い。

第三十九条 場内が余りに騒がしい場合は審判は一時プレーを中止し静粛にした後に競技を再開しなければならない。

第四十条 審判員の判定を基礎として下された宣告に対してその宣告が正しくないと云う理由で抗議を提出する事は許されない。判定を基礎とした宣告は主審の宣告が最終にして最高のものである。

第四十一条 主審は前項の判定に服さない競技者に対してはその試合を放棄したものと見做して放棄試合を宣告して相手方に勝を宣告することが出来る。法規試合のゲーム・カウントは2|0、スコアは

15|0、15|0とする。

主審は又第五条の決定に服しない競技者に対しても放棄試合を宣告する事が出来る。

第四十二条 主審は競技者の指名、所属等を確認しなくてはならない。

第四十三条 試合中シャツルが破損しプレーヤーより交換を申し出た場合は主審がシャツルが規格に反する状態にあると認められた場合にのみ交換が許される。

両方の競技者に依ってシャツルに好嫌のある場合は審判の良しと判定するシャツルを以て試合を行わせる事が出来る。

第四十四条 競技者が故意にゲームを延引していると主審が認めた時は、その競技者がプレーの用意が出来ていないと否とに拘らず相手方にプレーを続行する様命ずる事が出来る。この場合の得点は認められねばならない。

第四十五条 主審は線審の判定を確認して宣告しなければならぬ。

第四十六条 副審は決定を下す事は出来ない。但しレット、フォルト或は得点に関する事が発生した場合は主審に知らせる義務がある。又主審より相談を受けた場合は事故の所信を述べねばならぬが最終決定は主審又は審判長が下す。

第四十七条 線審は自己の受持ちのバウンダリー・ラインに関してシャツルの落下点がインかアウトかを主審に明瞭に示す義務がある。そしてその判定は最終のものである。この判定に関しては競技者の抗議は許されないし、又主審の見解を挿入する事も許されない。

第四十八条 線審は線審の受持ち区分以外のもので対しては判定を下すことは出来ない。

第四十九条 線審はシャツルの落下点を判定すること以外の事項に関して判定を下す事は出来ない。然し主審より判定を基礎とする問題に関して意見を求められた場合に限り自己の見解を述べる事が出来る。但しこの場合の線審の見解は何等主審の意見を拘束しない。

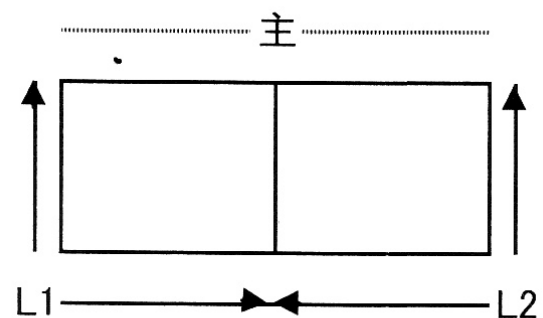
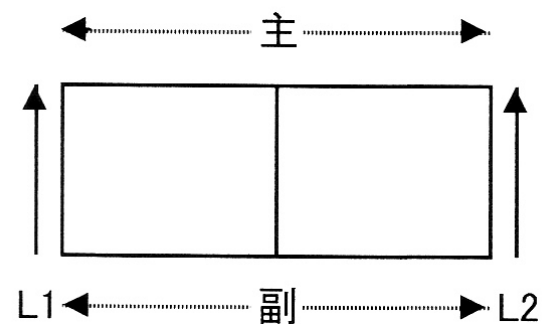
審判用語

1.	最初のサービス或は エンドを決めるとき	Toss	トス
2.	競技者名を発表する とき	Mr..A(or A and B) is Insaide,Mr.C(or C and D)is outside	インサイドA君 (又はA、 B組) アウトサイドC君 (又はC、D組) (君はさ んでもよい)
3.	試合を開始するとき	Three games match of 15(or 11)points	15点 (又は11点) 3ゲーム試合
4.	得点の呼称 例 イ.3対1 ロ.一方の点がない とき (例 2対0) ハ.得点同数のと き (例 2対2)	Ready Play Three to one Two to love Two all	スリー、ツー、ワン ツー、ツー、ラブ ツー、オール
5.		(得点はインサイド側を先に云わなければならない 又得点同数の時はオールを後につける)	
6.	サーバーが変わると き イ.インサイドが代 わるとき	Change service Second servise	チェンジ、サービス セカンド、サービス
7.	ロ.第二サービスと なるとき セッティングが為され たとき ゲームが終わったとき (例. 15対12)	Setting , 5(or 3,2) points more Game. The 1 st (or 2 nd)game won by Mr.A, score fifteen to twelve.	セッティング、あと5点 (又 は3点、2点) ゲーム 第一 (又は第二) ゲーム、 15対12にてA君の勝 ち

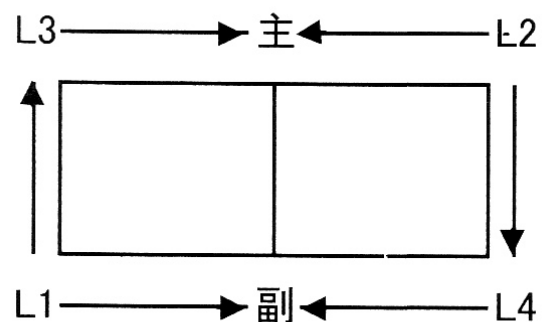
第五十一条 審判員は試合中
第五十二条 審判員は試合開始に先立ち設備を十分に検分し競技中は絶えずポスト・ネットの状態及び周囲の状
況に注意し、事故の起こらぬようにしなければならない。

以上

線審2名の場合



線審4名の場合



線審の配置並に受持バウンダリーラインを通常次の如く定める。状況に依り変更しても差支えないが一つの
バウンダリーライン(コート)の両エンドに跨るラインはネットを境として二つと見る)を二人で受持つ事は
出来ない。

	ニ. サーバー或は レシーバーの足 がサービスが打 たれる迄にライ ンを越え又は離 れたとき	Line cross	ライン・クロス	8.	第二ゲーム以後次 のゲームに移るこ と	The 2 nd (or final) game, Ready, Play.	第二 (又は第三) ゲーム、 レディ プレイ
	ホ. シャトルが競 技者の身体に触 れたとき	Body touch	ボディ・タッチ	9	試合が終ったとき (例 2対0)	Match is over match won by Mr.A,game counts two to love.	試合終了 ゲームカウント 2対0に て A君の勝
	ヘ. シャトルがこ となつた人に依 り二度打たれた とき	Double touch	ダブル・タッチ	10.	レットが起つたど き		レット
	ト. シャトルがラ ケットでに依り 保たれとき	Holding	ホールディング	11.	サービスがネット インしたとき		ネットイン
	チ. ラケット又は 身体の一部又は 全部がネットを 越したとき	Net over	ネット・オーバー或は オーバー・ザ・ネット	12.	インサイドが得点 したとき		ポイント
	リ. ラケット又は 身体の一部がネ ットに触れたと き	Net touch	ネット・タッチ或は タッチ・ザ・ネット	13	フォルトが起つた とき		フォルト
	ヌ. ラケットの木 部でシャトルを 打つたとき	Wood shot or Frame shot	ウッド・ショット或は フレーム・ショット		(フォルトが起つたときは「フォルト」と宣告してから、 以外の何の様なフォルトかを付け加える。但し、「フォル ト」と宣告しないで、先に何の様なフォルトかを宣告しても良い)		
	ル. 競技者が欺瞞 或は妨害行為を したとき	Interfere	インターフェア	イ. シャトルがコ ートの外に落下 したとき	Out		アウト
	オ. 同一人がつづ いて二度打つた とき	Dribble	ドリブル	シャトルがコ ートの中に落下 したとき	In		イン
14.	ゲームを中止させ るとき	Time	タイム	ロ. サービスのと きシャトルが腰 より上、或は手首 より上で打たれ たとき	Over hand		オーバー・ウエスト オーバー・ハンド
				ハ. サーバーの両 足の一部分がサー ビスのとき床か ら離れ或は動い たとき	Foot fault		フット・フォルト

15.	中止したゲームを再開するとき	No-time	ノータイム
16.	主審が誤った宣告を訂正するとき	Correction	訂正します
17.	ダブルスでインサイドが1ダウンしているときの得点の呼称 (例 5対4)	Five to fore, one down	ファイブ・ツー・フォア、 ワン・ダウン

以上